



## 誰もが、いつでも、安心して医療を受けられる環境を整備！ ～ 練馬区地域医療計画を策定～

計画期間 平成 25～29 年度（新病院の整備については、平成 25～34 年度）

区はこの度、区民が安心して医療を受けられる環境を整備するために、区の基本的な目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることを目的として、練馬区地域医療計画を策定した。

計画では、安心して医療を受けられる環境を整えるという目標の下に、「医療連携体制の整備」、「医療提供体制の整備」、「医療と保健・福祉の連携」、「災害時医療救護体制の確立」の4つの柱を立て、その実現を目指す。区は今後、同計画に基づき、新病院の整備、既存病院の拡充による「病床の確保」や、高齢化に対応した「在宅医療の推進」、「災害時の医療体制の見直し」などに取り組んでいく。

医療計画は医療法において都道府県が策定すべきものとされているが、住民の生活に身近な基礎自治体である区が地域医療の充実に主体的に取り組む必要があると考え、計画策定に至った。区市町村がその指標となる医療に特化した計画を策定する試みは全国的にも珍しく数例しかない。

### 【練馬区地域医療計画の4つの柱】

#### 1 医療連携体制の整備

中核となる医療施設と身近な医療施設の機能が疾病の各段階において適切に提供されるよう、医療提供施設間の連携体制を確立していく。

#### 2 医療提供体制の整備

高齢者人口が増大するなかで、区民が出来る限り生活の場に近いところで急性期から回復期、維持期、在宅に至る医療を切れ目無く、安心して受けることができるよう医療提供体制の整備を図る。そのために、今後200床以上の規模の病院を2か所増やし、急性期医療に加え、回復期、療養型の病床も充実した、バランスのとれた医療環境を整える。

現在、23区平均の3分の1以下である人口10万人あたりの病床数を、2分の1以上とすることを整備目標とし、その確保に向けて、国・都へ基準病床数のあり方の見直しなどについて働きかけていく。また、既存病院の支援や医療従事者確保支援策を進めていく。

#### 3 医療と保健・福祉の連携

区民が住み慣れた地域や自宅で安心して生活できるよう、医療機関・介護施設や保健機関の連携を図り、在宅療養を推進していく。また、疾病予防のための啓発や健診・検診による早期発見に努めるとともに、結果に応じて医療機関での再検査や治療につなげていく。

#### 4 災害時医療体制の確立

医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道接骨師会、医療機関、消防署、警察署等と連携し、災害時の医療救護体制を確立する。

### 【今後の取り組み】

今後は、在宅療養の推進に向けてモデル事業を実施し、療養・回復リハビリに在宅療養支援の機能を加えた200床規模の新病院整備について、特に積極的に取り組んでいく。

### 【問い合わせ】

健康福祉事業本部 地域医療担当部 地域医療課 管理係 電話 03-5984-4673